

会費に関する規則

(規則)

第1条 アジア法学会の会費は、規約及び本規則による。

(金額)

第2条 会費の年額は、次の通りとする。

- (1) 一般会員 4,000 円
- (2) 学生会員 2,000 円
- (3) 賛助会員 一口 30,000 円

会員は、5年を超えない分の会費を予納することができる。

(免除)

第3条 次に掲げる者は会費を免除する。

- (1) 満70歳以上で総会の承認により名誉会員となった者
- (2) その他総会が承認する者

(改正)

第4条 本規則の改正は、総会に出席する会員の過半数による。

附則

2003年11月29日に総会において承認。